

～ 喜茂別町で農業をはじめめる ～



新規就農希望者

■応募条件

- ・当町で農業経営を志す方
- ・就農時の年齢が50歳未満の方、または知識や技能を有する65歳未満の方
- ・当町に居住し、農業研修を受けることができる方
- ・十分な自己資金がある方（300万円程度）



■大まかな流れ（まずは役場農林課にご相談ください）

- ・自身の農業経営に関する考えなどをお聞かせください。
- ・当町の農業形態や主要農産物と、自身の農業経営の考えが合うか、実現可能な営農か、などを確認します。
- ・住宅や研修先、将来の営農地を相談します。



【喜茂別町の農業】

当町は約75%を森林が占めており、約7%と限られた農地で営農しています。営農形態は畑作経営のほか、ハウスや露地での野菜の栽培経営、これらを組み合わせた複合経営があります。

畑作は基幹作物である馬鈴薯、てん菜、豆類、スイートコーンにより輪作体系を維持しながら耕作しています。春季はアスパラガスの収穫、近年はブロッコリーの生産も盛んに行われています。

耕地面積が小さいことから、ハウス栽培によるトマトやメロンなどの高収益作物の生産を推奨、振興してきました。

また、酪農業、畜産業もあります。



◎「青年等就農計画書」を作成し喜茂別町へ提出する。

→当町で計画内容の審査や関係機関への意見照会等を行い、総合的に判断し認定の可否を決定し、認定された場合「新規就農者」となります。

■受け入れ先での「研修」

- ・自身が実施したい営農形態に合った研修先で最長2年間の研修を受け農業の知識や技術を習得する。
- ・町内の農地の賃貸に関する手続きを進める。



新規就農者

■新規就農期間（5年間）

- ・認定新規就農者のメリット措置となる制度を活用しながら営農する。
【国の制度の例】経営開始資金・経営発展支援事業
青年等就農資金 など
- ・当町では国の制度で借り入れた資金の一部を支援する制度があります。
※補助制度等の詳細は、認定時に説明します。

5年の就農期間を経て「農業者」となります



詳しくは役場農林課にお気軽にお問い合わせください。

喜茂別町役場 農林課

044-0292 北海道虻田郡喜茂別町字喜茂別 123 番地
TEL:0136-33-2211 E-mail:nourin@town.kimobetsu.lg.jp

